

平成 29 年度 清水町飲料用自動販売機設置場所貸付  
(一般競争入札)

募集要項

平成 29 年 11 月 30 日

清水町総務課

## 1 趣旨・目的

清水町では、町有財産の有効活用を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、庁舎等の一部を賃借して飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置するため、運営する事業者を募集し、一般競争入札によって設置事業者を決定します。

## 2 貸付物件

物件番号	施設名称	設置場所	貸付面積 幅(mm)×奥行(mm)	販売種目	貸付期間
29 - 1	清水町役場	庁舎本館 1 階 風除室(入口横) (庁舎建物内)	1.4 m <sup>2</sup> (1750×800) (自販機・回収ボックス)	缶・ペットボトル	H30.2.1 から H33.1.31 まで

※ 貸付物件の詳細は、各物件番号の「物件調書」で確認してください。

## 3 入札参加資格

清水町における物品調達等入札参加資格に係る認定を受けている者又は本件のみに認める物品調達等入札参加資格申請資料を提出し入札参加資格が認められる者で、次に掲げる条件を全て満たしていることについて確認を受けたものであること。

- (1) 法人の場合は、清水町内及び近隣市町（沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び函南町）に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は、清水町内に居住し、業を営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務（自ら管理し、及び運営するものに限る。）について、平成 23 年度以降に国、静岡県又は静岡県内の地方公共団体の庁舎、施設等に自動販売機の設置実績を有していること。
- (4) 国、県及び町税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 清水町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受け、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

エ 入札参加資格申請書を清水町が指定する期日までに提出しなかった者

#### 4 契約条件

##### (1) 契約の概要

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付契約とします。

##### (2) 貸付期間

貸付期間は貸付期間開始日から 3 年間（36 か月間）とし、貸付期間の更新は、認めないものとします。詳細については各物件番号の「物件調書」で確認してください。

##### (3) 貸付物件の用途

貸付物件は、「自動販売機設置運営事業」の専用用途に供すること。

##### (4) 貸付の制限

次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除の事由となります。

ア 貸付物件を専用用途以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に建物又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸し、又はこれに類する行為をすること。

エ 本契約の権利を第三者に譲渡し、又はこれに類する行為をすること。

##### (5) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に引き渡します。貸付期間終了日までに、清水町の承諾がある場合を除き、引渡日と同じ状態に原状回復し、返還してください。

##### (6) 自動販売機の仕様

ア 省電力、ノンフロン対応等の環境に十分配慮したものであること。

イ 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。

ウ その他物件調書により指定がある場合は、それに従うこと。

##### (7) 自動販売機の販売品

###### ア 販売品目

販売品は、清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

###### イ 販売価格

標準的な小売価格（定価）以下とすること。

##### (8) 自動販売機の設置

ア 自動販売機の設置は、貸付期間内に行うものとし、日程については、事前に施設の所管課と協議し、決定すること。

イ 自動販売機の設置に当たって安全性に問題がないか、据付面を十分に確認し、施設に負担のかからない方法で、転倒防止及び耐震対策をすること。

ウ 電気工事を必要とする場合は、施設の所管課の承諾を得た上で工事を実施すること。

エ 自動販売機の設置が完了したときは、速やかに施設の所管課に報告し、確認検査を受け、

施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い、速やかに是正すること。

(9) 維持管理

ア 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを指定場所に設置し、設置者の責任で適切に回収及びリサイクルをして衛生的に良好な状態を保つこと。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の苦情、故障、不具合などの問い合わせ及び事故等による損害は、設置者の責任において対応するものとする。また、問合せの連絡先を自動販売機に明記すること。

(10) 貸付料

貸付料は、物件番号ごとに入札により決定した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額（落札金額の100分の8に相当する額）を加算した金額を月額貸付料とします。

貸付期間中の貸付料総額は、次の計算式により算定します。

貸付料総額 = 月額貸付料 × 貸付月数

(11) 必要経費

ア 自動販売機及び容器回収ボックスの設置並びに撤去、原状回復等に要する工事費、移転費、維持管理費等にかかる一切の費用は、設置者の負担とします。

イ 電気使用料については、設置者の負担とします。また、電気使用量を計るための子メーターについても設置者が設置するものとします。

(12) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況（売上本数及び売上金額）は、1か月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに売上報告書を提出してください。

(13) 災害時対応

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で町民に提供することを前提とした機器とします。災害発生時において清水町が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機から取り出された商品の取扱いは無償とし、災害対応型の機種であることを自動販売機に表示してください。

また、別途、清水町と「災害時における飲料の提供協力に関する協定」を締結してください。

5 清水町物品調達等入札参加資格審査申請書

(1) 申請方法

ア 提出方法 郵送又は持参とします。

イ 受付期間 平成29年12月1日（金） 午前10時から  
平成29年12月20日（水） 午後1時まで

（土、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送による提出の場合は、受付期間終

了日前日の消印まで有効とします。)

ウ 提出先 〒411-8650

郵送先 静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の 1

清水町役場 総務課 管財係 宛て

エ 郵送方法 封筒の表面左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記し、82 円切手を貼付した返信用封筒に返信先の住所、申請者(法人)名等を記載したもの同封してください。

オ 資格期間 本件のみの参加資格とします。

## (2) 申請様式及び資料

ア 申請書様式については、清水町ホームページに掲載されている入札資格審査申請関係から平成29・30年度清水町物品調達等の様式により提出すること。

イ 申請資料については、提出書類一覧を確認し、必要な資料を提出すること。

ウ 申請に必要な証明書等については、発行後 3 か月以内のものとする。

## 6 入札参加資格確認申請書の配布

### (1) 配布期間

入札参加資格申請書 平成 29 年 11 月 30 日(木)から平成 29 年 12 月 25 日(月)まで

(2) 配布場所 清水町ホームページからダウンロードしてください。

## 7 入札参加資格の申請

(1) 本入札の希望参加者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出してください。

ア 申込期間 平成 29 年 12 月 1 日（金）午前 10 時から

平成 29 年 12 月 25 日（月）午後 1 時まで

（土、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送による提出の場合は、受付期間終了日前日の消印まで有効とします。）

イ 申込先 清水町役場本館 3 階 総務課管財係

ウ 申込方法 郵送又は持参とします。

(2) 申請書は、別記様式第 1 号により作成してください。

(3) 資料は、次により作成してください。なお、イの自動販売機の設置実績は、平成 23 年度以降に自動販売機の設置が完了しているものに限り記載してください。

ア 清水町物品調達等入札参加資格の認定を受けていることを証する書面として、「平成 29・30 年度清水町入札参加資格申請書受付票（物品調達等）」の写しを添付すること。

イ 自動販売機の設置実績は、別記様式第 2 号により作成すること。

ウ 上記 7(3)イの自動販売機の設置実績として記載した内容に係る契約書の写し等の証するものを提出すること。

(4) その他

- ア 申請書及び資料の作成並びに申込みに係る費用は、提出者の負担とします。
- イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。
- エ 提出された申請書及び資料は、返却しません。
- オ 提出された申請書及び資料は、公表しません。
- カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とします。

8 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果は、平成 30 年 1 月 10 日（水）に郵送にて通知します。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところによりその理由の説明を求めることができます。
  - ア 請求期限 平成 30 年 1 月 15 日（月）午後 4 時まで
  - イ 請求方法 清水町役場本館 3 階 総務課管財係に書面で請求してください。
  - ウ 回答日 平成 30 年 1 月 16 日（火）に書面にて回答します。

9 設計図書等に係る質疑回答

- (1) 質疑期間 平成 30 年 1 月 5 日（金）まで
- (2) 質疑方法 持参、郵送又は F A X により行うこと。ただし、郵送又は F A X により質問を行う場合は、電話でその旨を連絡してください。
- (3) 回答日 平成 30 年 1 月 15 日（月）
- (4) 回答方法 F A X にて回答します。

10 入札方法等

- (1) 入札書提出・開札日時 平成 30 年 1 月 18 日（木）午前 10 時
- (2) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 開札場所 清水町役場 本館 3 階大会議室
- (4) 入札方法
  - ア 入札書（別記様式第 4 号）により作成し、封印の上、表面に「入札番号、何々件名入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所及び氏名を記載して公告に示した日時及び場所において提出してください。

- イ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参してください。
  - ウ 入札書の提出について、郵送は認められません。
  - エ 入札者が1者であっても、入札の執行を行います。
- (5) 入札回数は2回までとします。

#### 11 入札の無効

入札心得書第8条各号の入札の無効事由に該当しないよう、注意してください。

#### 12 落札者の決定

入札日時に速やかに開札します。落札者の決定は、清水町が事前に定めた最低貸付料（月額）以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格を入札した者を落札者とします。

#### 13 契約の締結

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結してください。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができます。

#### 14 貸付料の納付

貸付料は、年度ごとに清水町が発行する納入通知書により、清水町が指定する期日までに指定する金融機関の口座に納入してください。

#### 15 必要経費（電気料）の納付

自動販売機に係る電気料金は、設置者が設置した計測用子メーターにより清水町が使用電気を確認した上で、毎年の使用料金を算定します。使用料金は、年度ごとに清水町が発行する納入通知書により、清水町が指定する期日までに指定する金融機関の口座に納入してください。

#### 16 その他

- (1) 入札参加者は、入札執行公告、入札心得書及び募集要項を熟読し、参加してください。
- (2) 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがあります。
- (4) その他詳細不明の点については、静岡県清水町総務課管財係（電話番号 055-981-8237）に照会してください。